

教育資金贈与口座「孫への贈り物」 ご利用中のお客さまへ

ご確認ください！

2020年12月末までに学校等にお支払された費用の領収書等は
2021年3月12日（金）までにごうぎん窓口にご提出ください！

ご提出が、2021年3月12日（金）を経過すると、2020年にお支払された分の領収書等は受付ができません。

◆お引出しのお手続きについて◆

○ご提出をお急ぎいただく領収書等

2020年1月1日～2020年12月31日にお支払いされた費用の領収書等

ただし、当行で教育資金贈与口座「孫への贈り物」を開設された後に、学校等にお支払された費用が対象となります。

○お手続きをされる方

お引出しは、お孫さま等(受贈者の方が未成年者の場合は親権者さま)がお手続きください。

○お支払できる費用

教育資金贈与口座からお支払できる費用については、当行ホームページに掲載しております「領収書等に関するチェックツール」をご確認のうえ、領収書等のご準備をお願いします。

(お支払できないものの例)

- ・振込手数料、引落手数料（コンビニや口座振替の場合など）
- ・同窓会費……など。

領収書等のご提出にあわせて、『ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」に関する領収書等の明細一覧表兼確認書』のご提出も必要となります。

確認書は、窓口にご来店いただいた際にご記入ください。なお、当行ホームページに書式（PDF、Word）を掲載しておりますので、必要事項を事前に記入のうえお持ちいただくことも可能です。

ご記入方法等ご不明な点がございましたら、お近くのごうぎん窓口にお問い合わせください。



山陰合同銀行

2021年2月8日現在